

Client Alert - Financial Sector

2025年3月(Vol.17)

I.はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、金融セクターに関連する各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert - Financial Sector 2025年3月号(Vol.17)を作成いたしました。実務の一助となれば幸いに存じます。

II.目次

銀行・貸金	1. 銀行業高度化等会社の業務変更に関する監督指針改正
保険	1. IAIS における ICS の採択等に伴う「経済価値ベースのソルベンシー規制(第1の柱)に関する告示案」等の公表 2. 令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等の公表(情報提供関係) 3. 金融庁「保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件等の一部改正(案)」の公表 4. 金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」の公表(保険業高度化等会社関係) 5. 金融庁「保険業法改正案」の公表
証券(一種、二種、金融仲介)	1. 金融庁「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案」等に関するパブリックコメントの結果等(情報提供関係)を公表 2. 金融庁「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等(スタートアップへの資金供給の促進関係)を公表 3. 日本証券業協会「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正案に関するパブリックコメントの結果を公表 4. 金融庁「金融商品取引業等に関するQ&A」の改訂を公表

	<p>5. 金融庁「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正(案)に対するパブリックコメントの結果等を公表</p> <p>6. 金融庁「令和 6 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案」等を公表</p>
アセットマネジメント(投資信託、投資一任、ファンド、投資助言)	<p>1. 投資信託協会「投資信託に関する会計規則」等の一部改正案の公表</p> <p>2. 金融庁「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」等の改正に係る意見募集結果の公表</p>
バンキング、ストラクチャードファイナンス	<p>1. JSLA「マンドレーター・秘密保持誓約書・参加意向表明書(JSLA 令和 7 年版)」の公表</p> <p>2. 政府「議渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案」等を国会に提出</p>
資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業	<p>1. 金融庁「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出</p>
クレジットカード(割販法)	<p>1. クレジットセキュリティ・ガイドラインの改訂</p>
暗号資産・ステーブルコイン	<p>1. 金融庁「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書の公表</p> <p>2. 暗号資産等取引業協会「適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則等制定に関する意見公募手続きの実施」</p> <p>3. 金融庁「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」(16 暗号資産交換業者関係)の一部改正案の公表</p> <p>4. 金融庁「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件(案)」等の公表</p> <p>5. 金融庁「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出</p>
犯収法	<p>1. 金融庁「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理(案)」の公表</p> <p>2. 非対面取引における本人特定事項の確認方法等の見直し</p>
データ・セキュリティ	<p>1. 能動的サイバー防御に関する法案(日本版 ACD)</p>

III. 銀行・貸金

1. 銀行業高度化等会社の業務変更に関する監督指針改正

金融庁は、2024 年 12 月 20 日に、[「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」](#)等の一部改正につ

いて、パブリックコメントを実施し、[2025年3月7日にその結果を公表](#)しました。

「他業銀行業高度化等会社」が新規に業務等を行う場合には、新たな認可は不要であるとされており、業務内容が変更になる場合には当局への報告で足りると回答されています(パブリックコメント 1 番)。他方、「一定の銀行業高度化等会社」が新規に業務等を行う場合で、一定の高度化等会社が営むことができる業務の範囲を超える場合には、「他業銀行業高度化等会社」としての認可が必要であると回答されています(パブリックコメント 1 番)。

カウンセル 湯川 昌紀
masaki.yukawa@morihamada.com

IV.保険

1.IAIS における ICS の採択等に伴う「経済価値ベースのソルベンシー規制(第 1 の柱)に関する告示案」等の公表

金融庁は、2025年1月31日に、保険監督者国際機構(IAIS)における国際資本基準(ICS)の採択等に伴い、「[経済価値ベースのソルベンシー規制\(第 1 の柱\)に関する告示案](#)」等を公表しています。

金融庁は、2024年10月31日に、「[経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正\(案\)](#)」等を公表していました(改正案の詳細は、[本レター Vol.15 5.\(5\)](#)をご参照ください。)。その後、IAIS において ICS が採択され、また ICS と米国合算手法(米国 AM)の比較可能性評価に関する結論が出されたため、今般、当該 ICS の採択等を受けて経済価値ベースのソルベンシー規制に関する告示案等に反映する変更を実施しています。主な変更点は、①非保険事業の所要資本の計算方法及び再保険に係る格付の取扱いの変更、②ICS と米国 AM の比較可能性評価の結論を踏まえた、EU ソルベンシーII における控除合算手法と統合的な手法の導入とされています。

2.令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等の公表(情報提供関係)

金融庁は、2025年2月7日に、[令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等](#)を公表しています。改正内容の詳細は、[本レター Vol.15 5.\(3\)](#)をご参照ください。

事前の告知により、特定保険契約の契約締結前の情報の提供を電磁的方法を用いて行うことは、今回の改正により認められた一方、事前の告知により特定保険契約を除く保険契約に関する情報の提供を電磁的方法を用いて行うことは、引き続き原則認められないことが確認されています(パブリックコメント 70 番)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

また、特定保険契約において、事前の告知により契約締結前の情報の提供を電磁的方法を用いて行う場合、告知の方法について特段の制限はありませんが、顧客が告知の内容を確実に認識することができる方法により行われるべきであり、電子メールを利用することができない顧客に対して電子メールで告知を行うことや、単にウェブサイト上において周知するのみでは告知として認められないと回答されています(金融商品取引業等に関する内閣府令に関し、パブリックコメント 20 番・21 番)。本改正は、2025 年 4 月 1 日から施行されます。

3.金融庁「保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件等の一部改正(案)」の公表

金融庁は、2025 年 2 月 14 日に、昨今の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、異常危険準備金の積立を促進するため、損害率の水準が同程度の保険種類における準備金残高について、一体的に管理することを認めるため、「[保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件\(平成 10 年大蔵省告示第 232 号\)](#)」及び「[保険業法施行規則第二百十一條の四十六の規定に基づく金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準\(平成 18 年金融庁告示第 16 号\)](#)」の改正案を公表しています。

具体的には、保険種類群として挙げられている、火災、貨物・運送及び賠償責任を一体的に管理することが認められる改正案が公表されています。

4.金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」の公表(保険業高度化等会社関係)

金融庁は、2025 年 3 月 7 日に、「[中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針](#)」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等を公表しています。改正内容の詳細は、[本レター Vol.16 IV.3.](#)をご参照ください。

他業保険業高度化等会社が新規に業務等を行う場合であって、認可申請時の業務と業務内容が大幅に変更になる場合には、あらかじめ当局へ報告することで足り、新たな認可の取得を求めるとの回答がされています(銀行法施行規則について、パブリックコメント 1 番参照)。

また、保険会社は、子会社の主な業務の内容の変更があった場合には、当局への届出が求められているところ(保険業法施行規則 85 条 1 項 6 号)、この届出と、今般の監督指針改正により明記された認可申請時の業務と業務内容が大幅に変更になる場合における当局の報告との関係性について回答がされています。具体的には、保険業高度化等会社が日本標準産業分類に掲げる中分類以上の業務変更を行おうとする場合には、今般の監督指針改正に基づく事前報告を行ったうえで、保険業法施行規則 85 条 1 項 6 号に基づく

届出を行う必要がある可能性があることが示唆されています(パブリックコメント 4 番)。

5.金融庁「保険業法改正案」の公表

金融庁は、2025 年 3 月 7 日に、[保険業法の一部を改正する法律案](#)を公表しています。主な改正内容としては、①保険代理店に対する体制整備義務の強化、②保険会社等に対する体制整備義務の強化、③保険会社等から保険契約者等への過度な便宜供与の禁止が挙げられます。

①保険代理店に対する体制整備義務の強化(保険業法改正案 294 条の 4)は、損害保険代理店のうち、複数の保険会社の商品を扱う(乗合)形態であって規模が大きい代理店(「特定大規模乗合損害保険代理店」。具体的な基準は保険業法施行規則に委任されています。)に対して、(i)営業店ごとに法令等遵守責任者、本店等に統括責任者の設置、(ii)保険募集の業務に係る苦情の適切かつ迅速な処理を確保するための措置(詳細は保険業法施行規則に委任されています。)、(iii)代理店が自動車修理業等(具体的な内容は保険業法施行規則に委任されています。)を兼業している場合に、保険金の支払いに不当な影響を及ぼさないよう、兼業業務を適切に監視するための体制整備を求める内容となっています。改正案は損害保険代理店のみを対象としていますが、当局の説明資料では、生命保険代理店に対しても、政令において上記と同じ措置を規定する予定とされています。

②保険会社等に対する体制整備義務の強化(保険業法改正案 100 条の 2 の 2 等)は、保険会社等に対して、自動車修理業等を兼業している特定保険募集人に関連して、顧客の利益が不当に害されないよう、業務の適切な管理その他の必要な体制整備を義務付ける内容となっています。当局の説明資料では、保険業法施行規則において、保険金支払管理の適切性確保の観点から、兼業業務に係る損害保険代理店の上記の体制整備状況の監視や、保険金支払管理部門と営業部門の適切な分離等を規定する予定とされています。

③保険会社等から保険契約者等への過度な便宜供与の禁止(保険業法改正案 300 条 1 項 5 号等)について、現行の禁止行為は「保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為」と規定されているところ、改正案では「保険契約者若しくは被保険者又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者に対して、保険料の割引又は割戻し、物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為」(下線部は実質的な改正箇所であり、当職らが付したものです。)とされています。

パートナー 吉田 和央
kazuo.yoshida@morihamada.com

アソシエイト 福島 邦真
kunimasa.fukushima@morihamada.com

V.証券(一種、二種、金融仲介)

1.金融庁「令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案」等に関する パブリックコメントの結果等(情報提供関係)を公表

金融庁は、2024 年 10 月 23 日に、[令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等](#)¹を公表し、意見募集手続を行っていましたが、2025 年 2 月 7 日に[令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等](#)が公表されました。

2023 年 11 月 20 日に成立した[令和 5 年金融商品取引法改正](#)²における主な改正内容の一つとして、金融商品取引契約の締結前において書面での情報提供を原則とする規定が見直され、契約締結前の情報提供義務に再定義されています(金商法 37 条の 3)。かかる情報提供を行う場合は、顧客属性に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明を行うこととされています(同法 37 条の 3 第 2 項)。この「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度」による説明が行われたといえるかについては、パブリックコメントの結果等において、「個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものですが、基本的には、顧客が金融商品取引業者等との間で双方向的にやりとりをしながら説明を受けることができるような方法によって、説明を行うことが望ましい」との考え方が示されています(パブリックコメント 2~4 番)。もっとも、同項但書には、同条 1 項の規定による情報の提供(従前の契約締結前交付書面に基づく情報の提供)のみで当該顧客が当該事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合の例外が設けられていたところ、今回の改正では、当該場合を具体的に定めた規定(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「業府令」といいます。))96 条の 2)やその規定の内容についての監督指針における具体化が図られています。

上記改正は、2025 年 4 月 1 日から施行されます。

2.金融庁「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等に対する パブリックコメントの結果等(スタートアップへの資金供給の促進関係)を公表

金融庁は、2024 年 11 月 26 日に、[金融商品取引法施行令の一部を改正する政令\(案\)](#)等(スタートアップへの資金供給の促進関係)³を公表し、意見募集手続を行っていましたが、2025 年 2 月 21 日に[金融商品取引法施行令の一部を改正する政令\(案\)](#)等に対するパブリックコメントの結果等(スタートアップへ

¹ 同改正の内容については、[本レター Vol.15](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

² 同改正の内容については、[本レター Vol.10](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

³ 同改正の内容については、[本レター Vol.16](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

[の資金供給の促進関係](#))が公表されました。

証券との関係では、主な改正内容の一つとして、第一種少額電子募集取扱業務等の範囲に関して、相手方からの求めに応じ、音声の送受信による通話の方法により説明する方法による勧誘が可能とされています(業府令6条の2第3号)。これについて、パブリックコメントの結果等において、「相手方からの求めに応じ」た場合とは、事業者が音声通話による説明を積極的に働きかけず(例えば、音声通話による説明が可能である旨や問い合わせ先等をウェブページ等で表示することにとどめている場合等)、かつ、顧客から明示的に要請された場合(例えば、顧客から音声通話が開始された場合や、音声通話による説明を受けたいとの意向が顧客から電子メール等で示された上で事業者が音声通話を開始する場合等)であるとの考え方が示されています(パブリックコメント136~138番)。

上記改正は、2025年2月25日から施行されています。

3.日本証券業協会「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正案に関するパブリックコメントの結果を公表

日本証券業協会は、2024年12月17日に、「[株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則](#)」の[一部改正案](#)を公表していましたが、2025年2月25日に、「[株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則](#)」の[一部改正案に関するパブリックコメントの結果](#)を公表しました。

上記改正は、スタートアップ企業等への成長資金の供給を促進させるため、[金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース」報告書](#)⁴において株式投資型クラウドファンディングの活性化に関する施策が取りまとめられたことに伴い、日本証券業協会の「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」にて行われた日証協規則における対応に係る議論を踏まえたものです。

具体的には、これまでは、株式投資型クラウドファンディング事業者が、投資家に対して電話や訪問で勧誘を行うことは禁止されていたところ、上記「[2.金融庁「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令\(案\)」等に対するパブリックコメントの結果等\(スタートアップへの資金供給の促進関係\)を公表](#)」のとおり業府令の改正が行われたことを踏まえ、顧客から要請がある場合に限り、音声通話での説明が可能である旨が、日証協規則において明確化されました(株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則9条1項12号、12条)。

上記改正は、2025年2月25日より施行されています。

⁴ 同報告書の内容については、[本レター Vol.10](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

4.金融庁「金融商品取引業等に関する Q&A」の改訂を公表

金融庁は、2025年3月11日に、「[金融商品取引業等に関する Q&A](#)」に Q&A(問 4 及び問 5)を追加しました。

金融商品取引法上、「特定の知識経験を有する者」⁵(業府令 62 条 3 項)である個人は、一定の要件の下、自己を特定投資家として取り扱うように申し出ることができます。今般追加された Q&A は、投資判断能力やリスク許容度の高い個人投資家によるスタートアップ投資への参加を推進する観点から、この「特定の知識経験」の内容を例示し、その範囲の明確化を図るものとされています。

問 4 では、「特定の知識経験を有する者」のうち「同等以上の知識及び経験を有する」者(業府令 62 条 3 項 4 号)に該当するか否かについて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきであるが、例えば、下記①～④に掲げる個人であって、その実務従事期間が概ね通算 1 年以上である等、相当期間の実務経験がある者は、基本的に、この「同等以上の知識及び経験を有する」者であると考えられるとされています。

- ① 有価証券報告書提出会社(上場会社等)の役員(取締役・監査役・執行役)
- ② 有価証券報告書提出会社(上場会社等)の従業者又はいわゆるスタートアップ企業の役員・従業者として、次に掲げる業務のいずれかに中核的な役割を担う者として従事した者
 - (1) 会社の経営戦略の作成又は新規事業の立上げに関する業務
 - (2) 資本政策等の企業財務に関する業務
- ③ 次に掲げる業務のいずれかのうち、投資、経営又は企業財務に関する専門的知識及び技能を必要とする業務に中核的な役割を担う者として従事した者
 - (1) 合併・買収(被合併・被買収含む)等の M&A に関する業務
 - (2) 株式新規上場に関する業務
- ④ 認定経営革新等支援機関(個人)、公認会計士、税理士又は公益社団法人日本証券アナリスト協会による日本証券アナリスト協会認定資産形成コンサルタントの資格を有する者

問 5 では、適格機関投資家等特例業者であるファンドの運営管理者(GP)の役職員の「特定の知識経験を有する者」への該当性に関して、適格機関投資家等特例業務(金商法 63 条 2 項)に従事した期間が通算 1

⁵ 具体的には、①金融商品取引業、銀行業、保険業、信託業その他の金融業に係る業務に従事した期間が通算して一年以上になる者(業府令 62 条 3 項 1 号)、②経済学又は経営学に属する科目の教授、准教授その他の教員の職にあった期間が通算して一年以上になる者(2 号)、③日本証券アナリスト協会認定アナリスト、証券外務員(1 種・2 種)、1 級・2 級ファイナンシャル・プランニング技能士若しくは中小企業診断士のいずれかの資格を有し、その実務に従事した期間が通算して一年以上になる者又は④経営コンサルタント業に係る業務に従事した期間が通算 1 年以上である者その他の者であって、①～③と「同等以上の知識及び経験を有する」ものをいいます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

年以上である者は、「金融商品取引業…その他の金融業に係る業務に従事した期間が通算して一年以上になる者」(業府令 62 条 3 項 1 号)として「特定の知識経験を有する者」に該当すると考えられるとされています。

5.金融庁「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正(案)に対する パブリックコメントの結果等を公表

金融庁は、2024 年 12 月 20 日に、「[金融商品取引業等に関する内閣府令](#)」等の改正(案)⁶を公表し、意見募集手続を行っていましたが、2025 年 3 月 11 日に「[金融商品取引業等に関する内閣府令](#)」等の改正(案)に対するパブリックコメントの結果等が公表されました。

当該改正により、特定仕組債や投資信託受益証券の売買等の取引の際に、顧客との利益相反の可能性に係る事項について、顧客への情報提供が義務付けられています(業府令 83 条 1 項 9 号・10 号)。

主に、パブリックコメントの結果等においては、特定仕組債は国債等と異なり、複雑な仕組みを組み込むことで外形的には高いリターンで顧客を誘引しつつ、実質的にはそのリターンに見合わないリスクを顧客が負担することに基づく利益を金融機関が得るインセンティブが生じ得ること等を踏まえ、顧客との利益相反の可能性に係る事項の情報提供義務の対象としていることが示されています(パブリックコメント 1 番)。

なお、今般の改正の対象となっていない商品に係る取引を行う場合であっても、誠実義務(金融サービス提供法 2 条)を遵守する必要があるほか、顧客本位の業務運営の観点から、引き続き、顧客のため情報提供すべきと考える事項を顧客が理解できるよう分かりやすく提供することが望ましいとされています(パブリックコメント 1 番・15 番等)。

上記改正は、2025 年 12 月 1 日から施行されます。

6.金融庁「令和 6 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案」等を公表

金融庁は、2025 年 3 月 14 日に、「[令和 6 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等](#)」を公表しました。これは、2024 年 5 月 15 日に成立した[令和 6 年金融商品取引法改正](#)⁷について、関係政令・内閣府令等の整備を行うものであり、主な改正等の内容は以下のとおりです。

(1)公開買付制度

(a)公開買付制度の対象となる取引範囲の見直し

⁶ 同改正の内容については、[本レター Vol.16](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

⁷ 同改正の内容については、[本レター Vol.11](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

- 公開買付けの適用除外となる買付け等の範囲について見直しを行う。
- いわゆる 30%ルールの対象から除外される、買付け等を行う株券等の数が著しく少ない場合(僅少買付け等)の基準を1年間で1%未満とする。

(b)形式的特別関係者の範囲の見直し

- 市場内取引(立会内)を規制対象としたことに伴い、形式的特別関係者の範囲から、買付者の親族並びに買付者が特別資本関係を有する法人等及び買付者に対して特別資本関係を有する法人等の役員を除外する。

(c)公開買付手続の柔軟化

- 公開買付期間中に対象者が配当を行う場合等に公開買付価格の引下げを可能とする。
- 公開買付けの撤回事由を拡充する。
- 公開買付期間に関する規制、公開買付けの撤回に関する規制及び全部勧誘義務に関する規制について、個別事案ごとに当局の承認を得た場合には規制を免除する。

(d)公開買付届出書等の記載事項の明確化等

- 公開買付届出書の「買付け等の目的」欄の記載事項の明確化等、公開買付届出書等の様式の見直しを行う。

(2)大量保有報告制度

(a)企業と投資家の対話の促進に向けた規定の整備等

- 「共同保有者」に該当しないこととなるための要件の1つである「個別の権利の行使ごとの合意」の具体的内容を定める。
- 重要提案行為等に該当することとなる提案内容を見直す等、重要提案行為等の範囲を明確化する。

(b)現金決済型エクイティ・デリバティブ取引に関する規定の整備

- 現金決済型エクイティ・デリバティブ取引について、大量保有報告制度の適用対象となるための要件、当該デリバティブ取引に係る権利を株券等の数に換算する方法に関する規定を整備する。

(c)みなし共同保有者の範囲の見直し

- 役員兼任関係や資金提供関係等、一定の外形的事実がある場合をみなし共同保有者に追加する。

(d)大量保有報告書の記載事項の明確化等

- 大量保有報告書の「保有目的」欄や「担保契約等重要な契約」欄等の記載事項の明確化、共同保有者間で引渡請求権等が存在する場合の株券等保有割合の計算方法の適正化等とともに、大量保有報告書の様式の見直しを行う。

上記の政府令等の改正案に対するパブリックコメントは、2025年4月13日17時まで募集されており、かかる意見募集手続を経て、公布・施行される予定です。これらの改正が金融機関を含む市場参加者に

対して与える影響は大きなものとなることが想定されることから、今後公表される予定のパブリックコメントに対する金融庁の回答について注視していく必要があると考えられます。

パートナー 宮田 俊
suguru.miyata@morihamada.com

パートナー 富永 喜太郎
yoshitaro.tominaga@morihamada.com

アソシエイト 鈴木 彬史
akifumi.suzuki@morihamada.com

アソシエイト 橘川 文哉
fumiya.kitsukawa@morihamada.com

VI.アセットマネジメント(投資信託、投資一任、ファンド、投資助言)

1.投資信託協会「投資信託に関する会計規則」等の一部改正案の公表

投資信託協会は、2025年2月14日に、「[投資信託に関する会計規則](#)」等の一部改正案を公表しました。

本改正案は、同協会会員から寄せられた同協会規則改正に係る意見を踏まえて、自主規制委員会下の計理専門委員会を中心に検討を行った結果として、①「投資信託に関する会計規則」及び「投資信託に関する会計規則に関する細則」において、既に撤廃されている「株価・価額変動準備金制度」に係る条文及び文言を削除する改正、②「投資信託に関する会計規則に関する細則」において、計上時期の記載のない一部勘定科目に計上時期を追記する改正、③「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」及び「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則」の字句修正となります。

パブリックコメントの募集手続は2025年3月3日で終了しており、今後、意見に対する修正事項等の検討を行い、2025年4月開催予定の自主規制委員会・理事会において一部改正を行うことを目標とするとされています。

2.金融庁「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」等の改正に係る意見募集結果の公表

[本レター Vol.15](#)でお知らせしたとおり、金融庁は、2024年11月26日に、「[金融商品取引法施行令の一部を改正する政令\(案\)](#)」を公表し、意見募集手続を行っていましたが、2025年2月17日に[その結果](#)が公表されました。

本改正は、投資法人による自己投資口の取得禁止の緩和を行うものとなります。具体的には、その資産を主として非上場株券等資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人(すなわち、ベンチャー
当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ファンド)について、インサイダー取引規制等の対象としたうえで、投資主との合意により当該投資法人の投資口を有償で取得することができる旨をあらかじめ規約に定めた場合には、自己投資口の取得を可能とする改正が行われました。これは、2023年12月12日に公表された「[金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書](#)」16ページにおいて、「上場ベンチャーファンドにおいては、株式売却等による余剰資金について、財務戦略の多様化や再投資の実行が困難である場合等の用途として自己投資口の取得も選択肢となり得るものと考えられる。このため、自己投資口の取得についてインサイダー取引規制の対象とした上で、自己投資口の取得を可能とすることが考えられる。」と報告されていたことに対応するものです。

上記改正は、2025年2月17日より公布・施行されています。

パートナー 白川 剛士
tsuyoshi.shirakawa@morihamada.com

VII.バンキング、ストラクチャードファイナンス

1.JSLA「マンドレートレター・秘密保持誓約書・参加意向表明書(JSLA 令和7年版)」の公表

日本ローン債権市場協会(JSLA)は、2025年2月25日に、「[マンドレートレター・秘密保持誓約書・参加意向表明書\(JSLA 令和7年版\)](#)」を作成・公表しました。シンジケートローンを組成する際には、まず借入人からアレンジャーに対してマンドレートレターが提出され、その後、参加金融機関の招聘活動において参加金融機関からアレンジャーに秘密保持誓約書や参加意向表明書が提出されます。JSLAによって公表された各種書面は、これらの各種書面の標準化・簡易化を目指すものであり、今後のシンジケートローン組成にあたって参考とされることが期待されています。

2.政府「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案」等を国会に提出

政府は、2025年3月7日に、「[譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案](#)」及び「[譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案](#)」(これらを併せて、以下「本法律案」といいます。)を閣議決定し、国会に提出しました。

本法律案は、法制審議会・担保法制部会がおよそ4年近くをかけて取りまとめた「[担保法制の見直しに関する要綱](#)」に基づくものです。動産、債権その他の財産(不動産等を除きます。)を担保の目的とする譲渡担保契約及び所有権留保契約に関して、それらの契約により設定される権利の内容や順位等について定める

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

とともに、権利の実行方法等を規定するために新たな法律を作ることとしており、また、これに合わせて、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律その他の関連法令の整備を行うものとしております。

本法律案で扱われている内容は多岐に亘ります。例えば、①動産譲渡担保権の対抗要件具備の方法として、占有改定をそれ以外の方法(動産譲渡登記等)に劣後させるルールの採用、②後順位の譲渡担保権者による担保実行を(先順位の譲渡担保権者の同意を条件として)認めること、③譲渡担保権及び留保所有権の私的実行の方法を詳細に規定すること、④集合動産譲渡担保権や集合債権譲渡担保権に関する規律を整理し変更すること、⑤譲渡担保権及び留保所有権の倒産手続上の位置付けを明確化すること等、従前の担保実務に影響を及ぼす可能性のある規律も含まれています。

当事務所としても、今後の議論の推移を注意深くフォローし、情報提供に努めてまいります。

パートナー 倉持 喜史
yoshihito.kuramochi@morihamada.com

パートナー 白川 佳
kei.shirakawa@morihamada.com

VIII. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業

1. 金融庁「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出

2025年3月7日に、資金決済に関する法律の一部を改正する法律案が国会に提出されました。

法案の中には、受取人が法人や個人事業主となる収納代行を行う場合についても、国内から国外又は国外から国内に資金移動をさせる行為が為替取引に該当するとの規定を設けることが含まれています。クロスボーダーの収納代行を行っているケースに影響がありますが、当該行為の態様その他の事情を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものは対象外にすることも含まれており、内閣府令の内容も踏まえて対応を考える必要があります。

また、資金移動業者が破綻時に利用者に対する債務を銀行等が債務引受や保証する契約を締結しておき、銀行等が直接に利用者へ資金を返還することを選択できるようにするための規定を設けることも含まれています。

カウンセラー 湯川 昌紀
masaki.yukawa@morihamada.com

IX. クレジットカード(割販法)

1. クレジットセキュリティ・ガイドラインの改訂

2025年3月4日に、「クレジット取引セキュリティ対策協議会第12回本会議」が開催され、クレジットカード取引に関わる事業者が実施すべきセキュリティ対策を定めた「[クレジットカード・セキュリティガイドライン](#)」が改訂されました。同ガイドラインは、経済産業省が所管する「割賦販売法(後払い分野)に基づく監督の基本指針」において、同法に規定するセキュリティ対策義務の「実務上の指針」として位置付けられています。

今般改訂された「クレジットカード・セキュリティガイドライン」は第6版となりますが、第5版からの主な改訂のポイントは、以下のとおりとなります。

- (1) EC加盟店におけるカード情報保護対策への指針対策の追加
 - EC加盟店のシステム及びWebサイトの「脆弱性対策」の実施
- (2) EC加盟店における不正利用対策への指針対策の追加
 - EMV 3-D セキュアの導入
 - 適切な不正ログイン対策の実施
- (3) 不正顕在化加盟店・高リスク商材取扱加盟店における指針対策の変更
 - 不正顕在化加盟店における不正利用対策の指針対策の変更
- (4) MO・TO 取引取扱加盟店における指針対策の変更
 - MO・TO 取引を取り扱う加盟店における不正利用対策の指針対策の変更
- (5) その他
 - 指針対策の追加・変更に伴う関係事業者における EC 加盟店へのサポート等
 - 対面取引加盟店における「サイン取得による本人確認」・「PIN バイパスの廃止」

パートナー 篠原 孝典
takanori.shinohara@morihamada.com

X. 暗号資産・ステーブルコイン

1. 金融庁「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書の公表

金融庁は、2025年1月22日に、「[資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告書](#)」(以下「資金決済制度等 WG 報告書」といいます。)を公表しました。これは、送金・決済・与信サービスの利用者・利用形態

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

の広がりや、新たな金融サービスの登場がみられる中、ビジネスの健全な発展に資する規制のあり方について検討を行うことを目的として、2024年8月26日に金融審議会の下で設置された資金決済制度等に関するワーキング・グループ(以下「資金決済制度等 WG」といいます。)における検討結果を取りまとめたものです。

資金決済制度等 WG のテーマは、①送金・決済サービス、②暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)、③その他の論点(立替サービス、外国の金融機関等のシンジケートローンへの参加)に分かれています。このうち②暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)については、暗号資産交換業者等の破綻時における資産の国外流出防止、暗号資産等に係る事業実態を踏まえた規制のあり方、特定信託受益権(3号電子決済手段)の発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化、特定信託受益権におけるトラベルルールの適用について提言が行われました。

具体的な提言は以下のとおりです⁸。

テーマ	提言
暗号資産交換業者等の破綻時における資産の国外流出防止	暗号資産交換業者等が破綻等した場合、暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令を発出できない。 ➡国内利用者への資産の返還を担保するため、暗号資産交換業者等に対して資産の国内保有命令を発出することができるようにすべき。
暗号資産等に係る事業実態を踏まえた規制のあり方	暗号資産交換業者等と利用者をつなぎ、暗号資産等の売買・交換の媒介のみを行う場合であっても、暗号資産交換業者等の登録が必要。 ➡暗号資産等の売買等の媒介のみを業として行う新たな仲介業を創設し、必要限度での規制を適用すべき。
特定信託受益権(3号電子決済手段)の発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化	特定信託受益権の発行見合い金について、全額銀行等への要求払預貯金で管理することが求められている。 ➡満期・残存期間3ヶ月以内の日本国債(米ドル建ての場合は米国債)と一定の定期預金による運用を認めるべき(但し、その組入比率は、50%を上限とする。)
特定信託受益権におけるトラベルルールの適用	特定信託受益権について、受益権原簿がない場合は、信託会社等が保有者の情報を把握することができない。 ➡受益権原簿がない特定信託受益権について、トラベルルールの適用等を通じて電子決済手段等取引業者等に送付人及び受取人の情報を把握させ、

⁸ 各提言の詳細については、[Financial Regulation Newsletter 2025年1月号\(資金決済制度等ワーキング・グループ報告書の公表②\(暗号資産・ステーブルコイン関連\)\)](#)をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

適切に監督すべき。

これらの資金決済制度等 WG 報告書での提言に関して、[下記 5.](#)に記載するとおり、2025 年 3 月 7 日に「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出されています。

2. 暗号資産等取引業協会「適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則等制定に関する意見公募手続きの実施」

一般社団法人暗号資産等取引業協会(以下「JVCEA」といいます。)は、2025 年 2 月 27 日に、[適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則等制定に関する意見公募手続き](#)を実施し、同年 3 月 19 日まで意見の募集を行いました。

これは、2025 年 4 月 1 日付で改正 LPS 法(投資事業有限責任組合契約に関する法律)が施行されることに伴い、それに対応する規則やガイドラインを制定するものになります。

新たに制定される適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則(以下「本規則」といいます。)は、JVCEA の会員である暗号資産交換業者が適格機関投資家に行う適格新規暗号資産の販売業務等に関する規則になります。

本規則は、発行者が発行する暗号資産であって、移転制限⁹が付されているものを「適格新規暗号資産」と定義し、会員である暗号資産交換業者が本規則に基づいて行う適格新規暗号資産の販売業務及び適格新規暗号資産の管理業務について、JVCEA の以下の規則の適用が除外されることになります(本規則 10 条)。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 「暗号資産の取扱いに関する規則」 ② 「新規暗号資産の販売に関する規則」 ③ 「暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則」(2 条から 4 条、6 条から 18 条、21 条から 24 条) ④ 「暗号資産交換業に係る勧誘及び広告等に関する規則」(3 条、4 条、13 条、14 条) |
|---|

その一方で、発行者から適格新規暗号資産の販売の委託を受ける場合は、例えば以下のような対応が求

⁹ 「移転制限」とは、①移転制限解除事由が生じた場合を除き、暗号資産を適格機関投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること、②移転制限解除事由が生じた場合を除き、契約上の地位及びその権利義務を適格機関投資家以外の者に譲渡することができない旨を定めた暗号資産の売却等に係る契約が締結されていることのいずれにも該当する技術上及び契約上の制限をいいます(本規則 2 条 7 号)。

また、「移転制限解除事由」とは、①暗号資産交換業者による「新規暗号資産の販売に関する規則」に基づく新規暗号資産の販売、②暗号資産交換業者による「暗号資産の取扱いに関する規則」に基づく暗号資産の取扱いの開始、③海外の暗号資産取引所における①又は②に準じた取引の開始の全部又は一部を総称していいます(本規則 2 条 8 号)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

められます。

- ・ あらかじめ発行者から、所定の事項の届出を受けること(本規則 3 条)
- ・ 発行者が反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力と関係がないこと等の発行者の確認を行うとともに、発行者の取引時確認等を行うこと(本規則 4 条)
- ・ 購入者が反社会的勢力でないこと、反社会的勢力と関係がないこと及び適格機関投資家であること等の購入者の確認を行うとともに、購入者の取引時確認等を行うこと(本規則 5 条)
- ・ 販売契約の内容に所定の事項が含まれていることの確認を行うこと及び適格新規暗号資産の売主として販売契約の当事者となること(本規則 6 条)
- ・ 確認が完了した場合には、JVCEA 及び当局に対して届出を行うこと(本規則 7 条)
- ・ 購入者に情報提供する際に、適格新規暗号資産の販売に関する所定の事項の説明を含むこと(本規則 8 条)

また、購入者から委託を受けて、当該購入者のために適格新規暗号資産の管理業務を行うことができるものの、当該管理業務は、適格新規暗号資産を適格機関投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置が採られているものに限るものとされています(本規則 9 条)。

3.金融庁「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」(16 暗号資産交換業者関係)の一部改正案の公表

金融庁は、2025 年 2 月 26 日に、「[事務ガイドライン\(第三分冊:金融会社関係\)」\(16 暗号資産交換業者関係\)の一部改正\(案\)](#)を公表しました。パブリックコメントの募集手続は、同年 3 月 27 日 17 時までとされています。

改正案は、暗号資産交換業者による一定の知識・経験を有する投資家を相手方とする暗号資産の販売について、[上記 2.](#)で記載した JVCEA の自主規制規則(適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則)に沿って暗号資産の仕組みや技術等に関する詳細な届出が義務付けられることを踏まえた、監督上の着眼点を示すものになります。

具体的には、企業等が発行者となって資金決済に関する法律(以下「資金決済法」といいます。)2 条 14 項に規定する暗号資産の発行等を行い、その売却又は他の暗号資産との交換を暗号資産交換業者に依頼することにより、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 10 条に規定する適格機関投資家(以下「対象投資家」といいます。)から法定通貨や暗号資産の調達を行う行為を「プロ向けトークン販売」と定義し(事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)「16 暗号資産交換業者関係」(以下「暗号資産交換業ガイド

ライン」といいます。) I-1-2-3(注 3))、プロ向けトークン販売に関して、①取り扱う暗号資産の適切性の判断基準、②不招請勧誘の禁止、③利用者に対する情報の提供、④不適切な暗号資産を取り扱わないための措置、⑤その他の利用者保護措置等についての記載を補充するとともに、新たに⑥プロ向けトークン販売への対応に関する監督上の着眼点を示しています。

それぞれ以下のような規律が新たに設けられています。

暗号資産交換業ガイドライン	新たな規律
取り扱う暗号資産の適切性の判断基準(暗号資産交換業ガイドライン I-1-2-3(注 3))	<ul style="list-style-type: none"> ● 暗号資産交換業者がプロ向けトークン販売のために取り扱おうとする暗号資産の適切性の判断に当たっては、取り扱う暗号資産の仕組み¹⁰及び当該暗号資産に使用される技術等について、暗号資産交換業者が JVCEA の「適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則」に沿って行う届出を受けることとする。 ● 暗号資産交換業者は、ある暗号資産をプロ向けトークン販売において取り扱うために資金決済法 63 条の 6 第 1 項の規定による届出を行う場合には、取り扱う暗号資産の名称中に「プロ向け」の文言を付した上で当該届出を行うことにより、当該暗号資産が対象投資家のみを相手方として取り扱われるものであることを明示する必要がある。 ● 暗号資産交換業者が、プロ向けトークン販売のために取り扱う暗号資産について、対象投資家以外の者を利用者とする暗号資産交換業の提供を開始することは、新たな暗号資産の取扱いに該当し、取り扱う暗号資産の名称中に付した「プロ向け」の文言を除いた上で、改めて資金決済法 63 条の 6 第 1 項の規定による届出を行う必要がある。
不招請勧誘の禁止 (暗号資産交換業ガイドライン II-2-1-3-2(2)②(注))	<ul style="list-style-type: none"> ● 暗号資産交換業者がプロ向けトークン販売のために取り扱う暗号資産については、JVCEA の「適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則」に従うものとする。
利用者に対する情報の提供 (暗号資産交換業ガイドライン II-2-2-1-2(2)①(注 2)、⑦(注))	<ul style="list-style-type: none"> ● 暗号資産の性質に関する説明が求められる「取り扱う暗号資産の概要及び特性」及び「暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項」(暗号資産交換業者に関する内閣府令(以下「暗号資産交換業府令」といいます。))21 条 2 項 4 号及び 5 号)として、暗号資産交換業者が、プロ向けトークン販売において、販売時点で未発行の暗号資産の販売を行う場合には、発行予定の暗号資産についての内容(但し、プロ向けトークン販売にお

¹⁰ 発行者、管理者その他の関係者や当該暗号資産と密接に関連するプロジェクトの内容等を含みます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

	<p>ける暗号資産の販売に係る契約の締結時点で暗号資産交換業者が認識している内容に限ります。)を含めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● また、暗号資産交換業府令 21 条 2 項 5 号並びに 22 条 1 項 5 号及び 9 号に規定する事項として、以下の事項を説明することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ プロ向けトークン販売における暗号資産の販売の相手方は、対象投資家に限定されていること ・ 暗号資産交換業者がプロ向けトークン販売のために新たな暗号資産の取扱いを開始する場合には、JVCEA の「新規暗号資産の販売に関する規則」、「暗号資産の取扱いに関する規則」並びに「利用者の管理及び説明に関する規則」及び「暗号資産交換業に係る勧誘及び広告等に関する規則」の一部の適用がなく、プロ向けトークン販売のために取り扱われる暗号資産については、JVCEA による審査を経ていないこと ・ プロ向けトークン販売において販売される暗号資産については、その販売に係る契約において定める一定の事由が発生するまでの間、発行を受けた対象投資家が対象投資家以外の者に当該暗号資産を移転することを制限する措置(以下「移転制限措置」といいます。)が講じられること及び移転制限措置の内容(移転制限措置が解除されるための条件となる事由の内容を含みます。) ・ プロ向けトークン販売における暗号資産の販売に係る契約上の権利義務及び法的地位等については、対象投資家以外の者への譲渡等が禁止されること ・ プロ向けトークン販売において販売時点で未発行の暗号資産の販売を行う場合には、当該暗号資産の発行を受けるための条件等の内容及び当該暗号資産が発行された場合には移転制限措置が講じられることとなっていること
<p>不適切な暗号資産を取り扱わないための措置 (暗号資産交換業ガイドライン II-2-2-1-2(4)(注))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 暗号資産交換業者がプロ向けトークン販売のために新たな暗号資産の取扱いを開始する場合には、JVCEA の「暗号資産の取扱いに関する規則」の適用がないことに留意する。 ● 当該暗号資産については、JVCEA の「適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則」に従うものとする。
<p>その他の利用者保護措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 暗号資産交換業者がプロ向けトークン販売のために取り扱う暗号資産に

<p>(暗号資産交換業ガイドラインII-2-2-1-2(13))</p>	<p>については、JVCEA の「適格期間投資家向け暗号資産の販売に関する規則」に従うものとする。</p>
<p>プロ向けトークン販売への対応 (暗号資産交換業ガイドラインII-2-2-9)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● プロ向けトークン販売を行う暗号資産交換業者の監督に当たっては、利用者保護及び業務の適切性が十分に確保されているかを確認するため、JVCEA の「適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則」を踏まえつつ、特に、以下の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ プロ向けトークン販売において、暗号資産の販売の相手方となろうとする者が対象投資家に該当することを根拠資料等に基づき確認しているか ・ プロ向けトークン販売における暗号資産の販売に係る契約において、当該暗号資産の ICO その他販売に係る契約に定める一定の事由が発生するまでの間、発行を受けた対象投資家が対象投資家以外の者に当該トークンを移転することを制限する措置が講じられることを確認しているか ・ プロ向けトークン販売における暗号資産の販売に係る契約において、当該契約上の権利義務及び法的地位等、対象投資家以外の者への譲渡等が禁止されていることを確認しているか ・ プロ向けトークン販売において、販売時点で未発行の暗号資産の販売を行う場合には、当該販売に係る契約において、当該暗号資産が発行される場合には移転制限措置が講じられることとなっていることを確認しているか

パブリックコメントの募集手続は、2025 年 3 月 27 日 17 時までとされています。

4.金融庁「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項の規定に基づき 認定資金決済事業者協会の規則を指定する件(案)」等の公表

金融庁は、2025 年 2 月 27 日に、[「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件\(案\)」](#)等を公表しました。

まず、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(以下「電子決済手段府令」といいます。)32 条 7 項の規定に基づき、電子決済手段信用取引について、電子決済手段等取引業者が預託を受けるべき保証金の全部又は一部が電子決済手段をもって代用される場合における代用価格は、金融庁長官の指定する認定資金

決済事業者協会の規則に定める額となっているところ、告示¹¹によりJVCEAの「電子決済手段信用取引に関する規則」を指定することになりました。

JVCEAの「電子決済手段信用取引に関する規則」によれば、代用価格は、直前の基準時における当該電子決済手段の価格とされています(同規則4条2項)。

また、電子決済手段府令39条1項の規定に基づき、電子決済手段等取引業者は、利用者財産に係る分別管理の状況について、金融庁長官の指定する規則の定めるところにより、毎年一回以上、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととなっているところ、告示¹²により日本公認会計士協会の「電子決済手段等取引業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針(業種別委員会実務指針第74号)」を指定するものになります。

したがって、電子決済手段取引業者による利用者財産の分別管理の状況については、「電子決済手段等取引業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」に従って、監査を受けることとなります。

パブリックコメントの募集手続は、2025年3月28日17時までとされています。

5.金融庁「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出

金融庁は、2025年3月7日に、「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。

改正法案は、同年1月22日に金融庁が公表した資金決済制度等WG報告書の内容を踏まえたものであり、暗号資産・電子決済手段関連では、①暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入、②信託型ステーブルコイン(特定信託受益権)の裏付資産の管理・運用の柔軟化、③暗号資産等取引に係る仲介業の創設に係る改正案が示されています。

暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入に関しては、暗号資産の現物のみを取り扱う暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者が破綻した場合等に国内利用者への資産の返還を担保するため、暗号資産のデリバティブ等を取り扱う金融商品取引業者に対する規定と同様に、資産の国内保有命令を发出できるようにする規定が新設されています(資金決済法改正案62条の21の2及び63条の16の2)。

信託型ステーブルコイン(特定信託受益権)の裏付資産の管理・運用の柔軟化に関しては、現行法においては、信託型ステーブルコインの発行者は、発行額に相当する裏付け資産の全額を要求払預貯金で保有する必要があるところ(現行資金決済法2条9項)、発行額の50%を上限に、元本を毀損しない形で、①満期・残存期間3ヶ月以内の日米国債や、②中途解約が認められる定期預金による管理・運用を認めるよう、資金決

¹¹ 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件

¹² 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する規則を定める件

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

済法 2 条 9 項の改正が行われます。

暗号資産等取引に係る仲介業の創設に関しては、日本で暗号資産ビジネスを行う場合には、暗号資産交換業の登録が必要であり、当該業においては、財務要件やマネー・ローンダリング規制が課され、暗号資産交換業者と利用者を引き合わせる(媒介する)行為のみを行う場合であっても、自らも暗号資産交換業者としての登録が必要となり、暗号資産の売買・交換を業とする者との規制が課されることが大きな参入障壁になっていたところ、暗号資産交換業者等と利用者との間で取引の媒介のみを行う者について、新たに登録制の「仲介業」を創設することで、媒介のみを行う者に対して、過不足のない規制を適用することによって、事業者がサービスの提供を行いやすくすることが企図されています(資金決済法改正案 3 章の 4 等)。

改正法は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています(附則 1 条)。

パートナー 白根 央

hiroshi.shirane@morihamada.com

シニア・アソシエイト 尾登 亮介

ryosuke.onobori@morihamada.com

XI. 犯収法

1. 金融庁「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理(案)」の公表

金融庁は、2025 年 1 月 20 日に、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理(案)」(以下「本文書」といいます。)を公表し、パブリックコメント手続が行われました。本文書は、金融機関等が実施するマネロン等対策における有効性検証についての基本的な考え方と進め方、金融庁と金融機関等との対話の基本的な考え方と進め方を取り扱う「ディスカッション・ペーパー」として策定されています。「ディスカッション・ペーパー」は、金融庁が 2018 年 6 月に公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえ、個々のテーマ・分野ごとのより具体的な考え方と進め方を、議論のための材料であることを明示した上で示した文書であって、監督指針やガイドラインのように、当局が法令の解釈や金融機関等に対する行為規範を示すものではありません。本文書のテーマである、「有効性検証」とは、金融機関等が、変化するマネロン等リスクに対して有効な管理態勢を構築することを目的として、「自社が、直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実施していること」を確認する取組みをいいます。2028 年にオンサイト審査が予定されている FATF の第 5 次対日相互審査では、金融機関のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する有効性検証が運用実態の評価(有効性評価)に重点が置かれることが明言されています。本文書は、同審査への対応の一環として、有効性検証の取組みを促進することを目

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

的としており、金融機関等が実施する有効性検証の目的と視点、想定される実施内容についてや、金融機関等が金融庁と有効性に係る対話を行うに当たって、その目的と視点、想定している手法等についての金融庁の考えが示されています。金融機関においては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において対応を求められている事項を中心に、自社のリスク管理態勢の有効性の検証を、本文書も参考にしながら実施していくことが期待されています。

2.非対面取引における本人特定事項の確認方法等の見直し

警察庁は、2025年2月28日に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」を公表し、パブリックコメント手続が開始されました。本改正案は、2024年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、非対面での本人特定事項の確認方法を見直すこととされたことや、同月18日に犯罪対策閣僚会議において決定された「国民を詐欺から守るための総合対策」等において、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクの高い本人確認方法を廃止するとされたこと等を踏まえ、非対面での取引に際して利用される本人確認方法を改正する内容となります。具体的には、いわゆるe-KYCと呼ばれるオンライン上での本人特定事項の確認方法は、マイナンバーカード等による公的個人認証のほか、本人確認書類に格納されるICチップの読み取りが原則として義務付けられることになり、自然人の本人特定事項の確認方法のうち、運転免許証等の本人確認書類の「写し」を郵便や電子メールで送付する方法は廃止することが予定されています。ICチップが搭載された本人確認書類を保有していない者が非対面での取引に際して利用することが可能な確認方法を確保するため、印鑑登録証明書や住民票の写し等の本人確認書類の偽造を防止するための措置が講じられた書類の「原本」の送付を受ける等する方法は認められましたが、非対面取引における本人特定事項の確認を行っている金融機関としては、改正規則の施行までに本人特定事項の確認手続について見直しが必要になります。また、非居住外国人等の本人特定事項の確認方法について本人確認書類の「写し」の送付を受ける等する方法は例外的に許容されることになっていますが、従前どおり取引関係文書の転送不要郵便等での送付が必要であるため、当該方法が利用できるかは慎重な検討が必要になります。

改正案は2027年4月1日から施行する予定とされています。

パートナー 白根 央
hiroshi.shirane@morihamada.com

XII. データ・セキュリティ

1. 能動的サイバー防御に関する法案(日本版 ACD)

(1) はじめに

2025年2月7日、内閣官房サイバー安全保障体制整備準備室は、能動的サイバー防御に関し、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(「サイバー対処能力強化法」。以下「新法」といいます。)及び新法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(以下「整備法」といいます。)を国会に提出しました。新法及び整備法の内容は多岐にわたり、大きく、①官民連携(基幹インフラ事業者によるインシデント報告義務等を含む)、②通信情報の利用、③アクセス・無害化、④横断的課題に分かれています。ここでは、特に民間企業への関わりが大きいと考えられるポイント(①、②及びこれらを通じて行う分析情報・脆弱性情報の提供等の一部)に絞って概説します。より詳細な内容については、弊所の「[Data Security Newsletter 2025年2月号](#)」もご参照ください。

(2) 基幹インフラ事業者によるインシデント報告等(官民連携)

経済安全保障推進法¹³に基づき、金融を含む15の基幹インフラ分野(港湾は未施行)から個別に指定される基幹インフラ事業者は、「特定重要電子計算機」(基幹インフラ事業者が使用する電子計算機のうち、そのサイバーセキュリティが害された場合に、インフラの制御システム等の機能が停止し、又は低下するおそれがあるものとして政令で定めるもの)を導入したときは、その製品名及び製造者名その他の主務省令で定める事項を事業所管大臣に届け出なければならず、当該事業所管大臣は当該届出に係る事項を内閣総理大臣(新たに設置されるサイバーセキュリティに関する新組織と考えられます。)に通知することとされています。

また、基幹インフラ事業者は、「特定侵害事象」(不正アクセス行為等により特定重要電子計算機のサイバーセキュリティが害されること等・新法2条5項及び同条4項をご参照ください。)又はその原因となり得る主務省令で定められる事象を知ったときは、その旨及び主務省令で定められる一定の事項を事業所管大臣及び内閣総理大臣(新組織)に報告する義務を課されます。

(3) 通信情報の利用

新法では、サイバー攻撃の実態を把握するため、政府が通信情報を利用し、分析する仕組みが設けられます。政府による情報の取得に関し、基幹インフラ事業者との協定(同意)を必要とするパターンと、新たに設

¹³ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

置されるサイバー通信情報監理委員会の承認を条件に当該同意を必要としないパターンの 2 パターンが規定されています。基幹インフラ事業者との同意を必要としないで通信情報を取得できる場合として、新法は、①外外通信(国内を経由し伝送される国外から国外への通信)であって、他の方法ではその実態の把握が著しく困難であるサイバー攻撃に関係するものが、特定の電気通信設備により伝送されていると疑うに足りる状況がある場合と、②外内通信又は内外通信(国内から国外への通信)であって、サイバー攻撃に用いられていると疑うに足りる状況のある特定の外国設備と送受信し、又は当該状況のある機械的情報が含まれているものの分析をしなければ被害防止が著しく困難であり、他の方法ではこれらの通信の分析が著しく困難である場合を挙げています。

取得した通信情報について、新法は、コミュニケーションの非本質的な情報(機械的情報)であって調査すべきサイバー攻撃に関係があるもののみを、サイバー通信情報監理委員会から承認を受ける際に定めた基準に基づき選別し、それ以外の情報(例えば、コミュニケーションの本質的な情報等)は直ちに消去することを求めています。

(4) 分析情報・脆弱性情報の提供等

内閣総理大臣(新組織)は、基幹インフラ事業者から届出された特定電子計算機の情報及び報告されたインシデント情報、選別された後の通信情報、新法に基づき設置される協議会を通じて得た情報、その他の情報(外国政府から提供された情報等)を整理・分析することができ、整理・分析された情報のうち、(a)通信情報や秘密を含み得る情報については総合整理分析情報として国の行政機関に、(b)通信情報は含まないが秘密は含み得る情報については提供用総合整理分析情報として協議会の構成員等に提供され、(c)通信情報や秘密は含まない情報については周知等用総合整理分析情報として、基幹インフラ事業者、重要電子計算機の利用者及び重要電子計算機等の供給者に対し、提供、周知又は公表がなされることとされています。

パートナー 蔦 大輔
daisuke.tsuta@morihamada.com

アソシエイト 塩崎 耕平
kohei.shiozaki@morihamada.com